

農福連携等推進会議の開催について

平成 31 年 4 月 11 日
農林水産業・地域の活力創造本部長決定
令和 6 年 6 月 5 日
一部改正

- 1 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）のフォローアップ、今後の見直し等に向け、福祉分野等との連携における農山漁村の再生への取組推進について、実効ある方策を検討するため、農福連携等推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
副議長 厚生労働大臣
農林水産大臣

構成員 内閣官房副長官（衆）
内閣官房副長官（参）
内閣官房副長官（事務）
内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
法務省矯正局長
法務省保護局長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
農林水産省農村振興局長
- 3 推進会議の庶務は、内閣官房及び厚生労働省の協力を得て、農林水産省において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。